

厚生発 0603 第 1 号
令和 8 年 6 月 3 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の公布及び施行について

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 192 号。以下「改正政令」という。）が本日公布され、本年 7 月 1 日より施行される予定です。改正政令による児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 358 号。以下「難病法施行令」という。）の改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、当該内容について適切に御対応いただくとともに、関係者等への周知をお願いいたします。

なお、改正政令の内容等を踏まえた通知改正等については、別途通知します。

記

1. 改正の趣旨及び内容

<児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費について>

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 2 第 1 項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童又は医療費支給認定を受けた成年患者（以下「医療費支給認定患者」という。）が、医療費支給認定の有効期間内において、指定小児慢性特定疾病医療支援を受けたときは、当該小児慢性特定疾病児童の保護者（以下「医療費支給認定保護者」という。）又は当該医療費支給認定患者に対しては、小児慢性特定疾病医療費として、負担上限月額（以下「小児慢性特定疾病医療費負担上限月額」という。）を控除して得た額が、支給されることとされている。

小児慢性特定疾病医療費負担上限月額の設定に当たっては、医療費支給認

定保護者又は医療費支給認定患者の所得状況等に応じて、6つの区分（市町村民税非課税世帯2区分（低所得Ⅰ・低所得Ⅱ）、市町村民税課税世帯3区分（一般所得Ⅰ・Ⅱ、上位所得）及び生活保護世帯（生活保護））が設けられており、小児慢性特定疾病医療費負担上限月額はその区分に基づいて定められている。

市町村民税非課税世帯における2区分の中で低所得Ⅰと低所得Ⅱを分ける基準のうち、低所得Ⅰについては、児童福祉法施行令第22条第1項第5号において、公的年金等収入金額と合計所得金額等との合計額が80万9,000円以下であることが基準として設定されている。

市町村民税非課税世帯2区分の中で低所得Ⅰと低所得Ⅱを分ける基準について、令和7年の障害基礎年金2級の支給額が80万9,000円を超えることを踏まえ、当該基準を障害基礎年金2級相当として設けた趣旨を引き続き維持するべく、80万9,000円から82万6,500円とする見直しを行う。

なお、次年度以降も障害基礎年金の支給額に応じて同様の改正を行う見込みである。

<難病法に基づく特定医療費について>

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）第5条第1項に規定する支給認定を受けた指定難病の患者が、支給認定の有効期間内において、指定特定医療を受けたときは、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者に対して、特定医療費として、負担上限月額を控除して得た額が支給されることとされている。

特定医療費の自己負担上限額の設定に当たっては、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の所得状況等に応じて、6つの区分（市町村民税非課税世帯2区分（低所得Ⅰ・低所得Ⅱ）、市町村民税課税世帯3区分（一般所得Ⅰ・Ⅱ、上位所得）及び生活保護世帯（生活保護））が設けられている。

市町村民税非課税世帯2区分の中で低所得Ⅰと低所得Ⅱを分ける基準については、難病法施行令第1条第1項第5号において、公的年金等収入金額と合計所得金額等との合計額が80万9,000円以下であることが基準として設定されている。

市町村民税非課税世帯2区分の中で低所得Ⅰと低所得Ⅱを分ける基準について、令和7年の障害基礎年金2級の支給額が80万9,000円を超えることを踏まえ、当該基準を障害基礎年金2級相当として設けた趣旨を引き続き維持するべく、80万9,000円から82万6,500円とする見直しを行う。

なお、次年度以降も障害基礎年金の支給額に応じて同様の改正を行う見込みである。

2. 施行期日について

改正政令は、令和8年7月1日から施行すること。

3. 事務手続上の留意事項

- 改正後の児童福祉法施行令及び難病法施行令における基準（以下「新基準」という。）に基づく支給認定処分は、改正政令が施行される7月1日以降に行うこと。
- 新基準に基づく小児慢性特定疾病医療費及び特定医療費の支給は、7月1日以降に行われた小児慢性特定疾病医療及び特定医療について適用して計算すること。
- ただし、7月1日以降に申請があり、難病法第7条第5項に基づく特定医療費の支給開始日の遡り又は児童福祉法第19条の3第8項に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給開始日の遡りにより支給開始日が6月30日以前になる場合には、申請時に提出された書類等を基に、その時点で確認可能な所得額（7月1日以降であれば前年の所得）を確認し、6月30日以前の支給開始日から新基準を適用して差し支えない。

※「難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第5項に基づく特定医療費の支給開始日の遡りに係る取扱いについて」（令和5年8月29日付け健難発0829第2号令和5年8月29日厚生労働省健康局難病対策課長通知）の第2の3（3）及び「児童福祉法第19条の3第8項に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給開始日の遡りに係る取扱いについて」（令和5年8月29日付け健難発0829第3号令和5年8月29日厚生労働省健康局難病対策課長通知）の第2の3（3）と同様の考え方となる。

以上